

○桜井宇陀広域連合職員職名規則

〔平成9年3月31日〕

規則第4号〕

改正 平成19年3月30日規則第2号

令和4年3月24日規則第2号

(目的)

第1条 桜井宇陀広域連合職員定数条例（平成9年桜井宇陀広域連合条例第9条）第3条に定める職員の職名に関しては、この規則の定めるところによる。

(職員の職名)

第2条 職員の職名は、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第2号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月24日規則第2号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

事務局長、事務局次長、課長、主幹、副主幹、係長、主任、主事、技師、 主事補、技師補、運転士、用務員、労務員、作業員
--